

# GRACE News Letter

Legal professional corporation

2018.08 vol.

56

## CONTENTS

- 事業承継コラム 第1回 「事業承継」とは何か
- グレイス・ニュース セミナー開催のお知らせ(企業法務部)/事故専門部からのお知らせ
- 弁護士紹介 「労働問題に関する多様な経験を基に皆様をサポートいたします」 弁護士 片岡邦弘

弁護士 播磨洋平

## TOPICS ★ 事業承継コラム

第1回

### 「事業承継」とは何か

弁護士  
播磨 洋平



私は、弁護士になり 13 年近くになりますが、その大半は、会社関係の案件に従事して参りました。事業承継という言葉は、会社を経営されている方であれば、どこかで聞いたことが必ずあると思います。中小企業において、事業承継が課題になっているという話は、一般的によく聞く話です。他方で、事業承継という言葉のイメージだけが先行しており、その内容が良くわからないという方もおられるかと思います。

事業承継とは、簡単に言いますと、会社の後継者をいかにして見つけるか、見つけた後継者にどのようにして会社を引き継ぐか、という 2 点に尽きます。会社の多くは株式会社です。株式会社のオーナー(所有者)は、株主です。中小企業の多くでは、会社の株主と社長は同じ方であることが多いと思いますが、事業承継で問題になるのは、「株主の引継ぎ」です。株式会社であれば、事業承継は、会社の株式を誰に引き継ぐか、引き継ぐ先が決まった場合にどのようにして引き継ぐか、ということになります。株式を引き継ぐことができれば、社長の引継ぎも、自ずと決まっていきます。

昨今の少子化により、中小企業の後継者問題は、難問となっています。会社の経営はうまくいっているものの、後継者がいないために、「自分がいなくなったら後、会社がどうなるのか」という不安を抱えている経営者の方もおられます。その懸念は、年月を経るたびに大きくなります。身内・社内のいずれにも後継者がいな

ければ、会社を外部の方に買っていただくほかありません。経営者の方としては、成長させてきた会社を手放すことに寂しさと抵抗があると思います。しかし、売上が出ており、取引先もあり、何よりも従業員のことを考えると、やむを得ない選択になります。このように、会社を外部の方にお売りすることを、「M&A」と呼びます。日本語で言うと企業買収という呼称になりますが、響きが良くないため、英語の略称である M&A という呼び方が一般的になりました。

他方で、幸いにして身内に後継者がいる場合であっても問題点は少なくありません。まず、承継する際に発生する税金が問題になります。承継の行い方については複数の方法がありますが、よくある方法の 1 つは相続です。しかし、相続税が高いため、結果として承継がうまくいかないという問題もあります。また、後継者候補の子が数名いるような場合には、どの子を後継者にするか、後継者から外れた子をどのように処遇するかという問題もあります。さらに、経営者の方が会社の株式の全部を持っていない場合には、残りの株式をどのように集約するかという問題もあります。

会社の経営を次の世代に引き継ぐことは、長い会社の歴史の中で頻繁には起こりませんが、会社・経営者のいざれにとっても、非常に重要な事柄です。法律的にも、税務的にも、検討し解決しなければならない点が多数ございます(次回に続く)。

\企業法務部からのお知らせ/

セミナー開催のお知らせ

毎回ご好評をいただいております、弁護士が教える、経営者が絶対に知っておきたい労務トラブル対策セミナーを、鹿児島・熊本にて開催いたします!!

長時間労働の会社は要注意!! 弁護士が残業の落とし穴について解説します

## 残業代から使用者を守る!!

熊本

9月26日(水) 16:00-18:00

鹿児島

9月27日(木) 16:00-18:00

TKPガーデンシティ熊本(熊本市内)

NCサンプラザ(鹿児島市内)

対応策  
大公開!!参加費 3,000円!!  
顧問先様は無料参加特典  
あり!!参加費 3,000円 顧問先様は無料! 講師 大武 英司(当事務所弁護士) 定員 各会場先着50名様  
お申込・お問合せ TEL/099-822-0764(担当:大里・久保山) WEB/右のQRコードよりご覧ください事故専門部からの  
お知らせ事故で生活が一変した方や後遺症が残ってしまった方のために、  
人生の伴走者として全力を尽くします!

交通事故の被害者の方は、事故を境に生活が一変します。そこから治療という長い戦いを経て元の身体に戻ろうとします。それでも戻らなかった部分は、賠償金という形でしか報われません。しかし、適正な賠償金を得るために、治療期間中には様々な障害が立ちはだかります。

我々は、真面目に治療に専念されたにも関わらず後遺症が残ってしまった時、せめて適正な賠償金を受け取って欲しいと考えています。我々は全国の法律事務所に引けを取らない実績と経験があります。事故の被害に遭われた方は些細な事でも構いません。ぜひ一度ご相談ください。(WEBサイトは右のQRコードから)



## 弁護士紹介

労働問題に関する多様な経験を基に  
皆様をサポートいたします弁護士  
片岡 邦弘

7月から入所した片岡邦弘と申します。私は弁護士登録から5年間、企業法務一般を取り扱う法律事務所にて勤務した後、業界最大手メーカーの企業内弁護士として2年半、東京都労働委員会事務局で2年間、企業法務一般、中でも労働問題を多く取り扱って参りました。今般、東京都労働委員会の任期満了に伴い、代表の古手川弁護士とご縁をいただき、入所に至りました。

今までの経験を通じて思うのは、会社

は人が集まった組織である以上、経営において人の問題は避けて通れないということです。他方で経営者が人の問題に割ける時間は限られています。有限の時間を有効に使っていただくため当事務所をご活用ください。そもそも労働問題を起こさないためには何をしておけばいいのか、また不幸にも労働問題が起きたらどのように解決すればいいのか、今までの経験を活かし全力でサポートさせていただきます。お気軽にご相談ください。

》略歴	1999年 4月 早稲田大学法学部 入学 2004年 3月 早稲田大学法学部 卒業 2005年 4月 千葉大学大学院専門法務研究科 入学 2007年 3月 千葉大学大学院専門法務研究科 修了 2007年 9月 新司法試験合格 2007年11月 最高裁判所司法研修所 入所
》所属	日本弁護士連合会 第一東京弁護士会(弁護士登録番号:38619)

》職歴	2008年12月 服部明人法律事務所 入所 2013年12月 服部明人法律事務所 退所 2014年 1月 株式会社LIXIL 入社 2016年 6月 株式会社LIXIL 退社 2016年 7月 東京都労働委員会事務局 入職 2018年 6月 東京都労働委員会事務局 期間満了により退職 2018年 7月 弁護士法人グレイス 入所
》趣味	テニス、読書

全ては依頼者の最大の利益の為に  
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!  
新規予約専用ダイヤル

0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:00  
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります

News Letter

vol. 56  
2018.08弁護士法人グレイス  
E-mail: info2@grace-law.jp  
<https://gracelaw.jp/><鹿児島事務所>  
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 ラウンドクロス鹿児島 6階  
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765<東京事務所>  
〒106-0031 東京都港区西麻布3-243 西麻布3243 3階  
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784